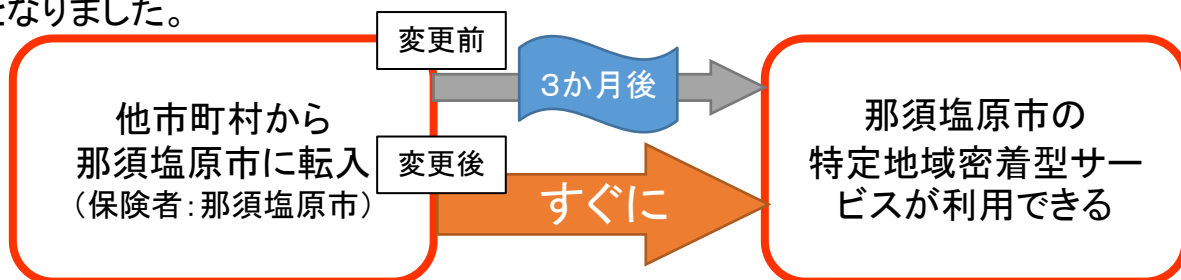


那須塩原市内地域密着型サービスの 指定に係る取扱いが変わります

令和4年4月1日から「那須塩原市指定地域密着型サービス事業所等の指定に係る同意の基本方針」の一部変更により、次のとおり取扱いが変更になります。

変更点①

那須塩原市へ転入後、3か月を待たずに特定地域密着型サービス※が利用可能となりました。



※3か月を経過せずに利用できる対象サービスは、特定地域密着型(介護予防)サービスである定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、(介護予防)認知症対応型通所介護、(介護予防)小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護です。

なお、(介護予防)認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は従前の扱いのとおりに3か月経過した場合のみ利用できます。

変更点②

他市町村の地域密着型サービスを那須塩原市が指定する場合の条件を明確化しました。

《条件》 いずれの条件も満たす事業所のみ指定することとします。

- ① 指定を受けようとする事業所に空きがあり、受け入れ可能である場合。
- ② 指定を受けようとする事業所が所在する市町村長から、他市町村(那須塩原市)が事業所を指定することについて同意が得られること。

《留意点》

- ・条件②について、事業所が所在する市町村長が別に定める条件を満たす必要があります。
- ・市町村を超えた地域密着型サービスの指定については、**必ず事前に、関係する両市町村へ協議をする必要があります。**

その他地域密着型サービスの指定の取扱いについては、現行のままです。

詳細は「那須塩原市指定地域密着型サービス事業所等の指定に係る同意の基本方針」を御確認ください。

【問い合わせ先】

那須塩原市 保健福祉部 高齢福祉課 介護管理係

電話: 0287-62-7191 FAX: 0287-63-8911

〈令和4年3月作成〉